

## 議第191号

### 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「特別償却設備」を「第1種特別償却設備」に、「除く。次条」を「除く。次号ならびに次条および第4条」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 離島振興対策実施地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された県内の区域をいう。

第2条に次の1号を加える。

(7) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号または第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受けるものをいう。

ア 製造の事業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第12項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人にあつては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）

イ 情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業 500万円

第3条第1項中「ための特別償却設備」を「ための第1種特別償却設備」に改め、同項第1号中「特別償却設備」を「第1種特別償却設備」に、「製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供した日の属する年」を「これらの事業の用に供した日の属する年」に改め、同項第2号および第3号中「特別償却設備」を「第1種特別償却設備」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条中「前3条」を「第3条から前条まで」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条と

し、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(離島振興対策実施地域における県税の課税免除)

第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から平成27年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 事業税 法人については当該第2種特別償却設備を製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供した日の属する事業年度の初日から、個人については当該第2種特別償却設備をこれらの事業の用に供した日の属する年の初日からそれぞれ3箇年に限り、法人については各事業年度、個人については各年に係る所得金額のうち、次に掲げる区分ごとにそれぞれの区分に定める算式によつて計算した額に対して課するもの

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業または倉庫業の法人の場合

当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得	×	$\frac{\text{当該新設し、または増設した設備に係る固定資産の価額}}{\text{当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業またはガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)}}$
----------------------------------	---	---

イ ア以外の場合

当該法人または個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得	×	$\frac{\text{当該新設し、または増設した設備に係る従業者の数}}{\text{当該設備を新設し、または増設した者が県内に有する事務所または事業所の従業者の数}}$
---	---	---

(2) 不動産取得税 第2種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第2種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得(当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 第2種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第2種特別償却設備に係る県税条例第102条に規定する大規模の償却資産を取得した場合において、当該第2種特別償却設備に係る機械および装置に対して初年度以後3箇年度に限り、当該機械および装置に対して課するもの

2 離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業または薪炭製造業を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得金

額に対して事業税を課さない。

- 3 前条第3項から第5項までの規定は、離島振興対策実施地域内における県税の課税免除について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「次条第2項」と、同条第4項および第5項中「第1項第1号」とあるのは「次条第1項第1号」と読み替えるものとする。

付則第4項中「第4条（第5条）」を「第5条（第6条）」に、「第4条第1号」を「第5条第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、平成25年7月31日から適用する。